## 社会福祉法人明日へ向かって 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明日へ向かっての法人業務に伴う役員等に対する 報酬について定める。

(定義)

第2条 本規程において役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(業務の種類)

- 第3条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 理事会及び評議員会への出席
  - (2) 監事による定期又は臨時監査
  - (3) 評議員選任・解任委員会への出席
  - (4) 行政機関による実地指導及び監査の立会
  - (5) 法人が運営する事業所の視察・指導
  - (6) 研修会への参加及び他の法人の事業所視察
  - (7) その他、理事長が必要と認めた業務

(報酬)

第4条 報酬として、1日あたり5000円を支給できるものとする。

(適用除外)

第5条 事業所の職員であって、法人の役員等を兼務する者については、支給しない。 ただし、職員としての勤務時間外に役員等の業務を実施する場合は支給する。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。